

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年八月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>路 線 名</p>	<p>秩父上名栗線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父市本町一四〇八番二地先から同市本町一三七〇番七地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十年八月二十八日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十年一月八日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二一五・七九メートル</p>